令和5年度福利厚生センター会員交流事業実施要項

1.目的

社会福祉法人福利厚生センターの社会福祉施設職員福利厚生事業の一環として、会員間交流の場を提供するとともに、会員同士又は家族間のふれあいの促進、心身のリフレッシュ等を図り、 充実した職場環境づくりに資することを目的とします。

2. 実施主体

社会福祉法人富山県社会福祉協議会(ソウェルクラブ富山県事務局)

3.参加対象者

富山県内の福利厚生センター会員及び会員に同行する家族 (配偶者・親・子供・兄弟姉妹・祖父母・孫に限る。)

4.参加申込み方法

募集チラシ裏面の申込書に記入のうえ、各事業所のソウェルクラブ担当者がとりまとめて、受付期間にFAXでお申込みください。

- 5.参加申込み上の留意点
- (1)受付期間外の申込や会員番号の無記入は、無効とします。
- (2) 申込人数には、1事業所あたりの制限を設けることがあります。(各チラシ参照)
- 6.参加者の決定及び通知
- (1)応募者数が募集定員を超えた場合は、抽選により参加者を決定します。 また、抽選による場合でも、初回参加申込者を優先することがあります。
- (2)参加者の決定及び参加費の納入等については、別途所属施設宛に通知いたします。

7.参加費助成金

日帰りの場合は総費用の4分の3まで、宿泊を伴うものは2分の1まで福利厚生センターから助成されます。(日帰り上限10,000円、宿泊上限1泊20,000円・2泊以上30,000円)

8.保険

旅行代理店が取扱う事業は、国内旅行傷害保険に加入しています。 但し、県社協が取扱う現地集合の事業については、適用されません。

9. 実施内容

- (1)実施内容については、別表1<会員交流事業計画>を参照してください。
- (2) 実施予定日・参加負担金については、変更になることがあります。
- (3)各事業において最少実施人数に達しない場合は、中止することがあります。
- (4)本会ホームページのソウェルクラブ富山県事務局サイトに掲載します。